


所管部課	市民部 地域振興課	部長	村上 敏彰	
件名	専決処分の報告について			
		区分	<input type="radio"/> 1審議事項	<input type="checkbox"/> 2報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年10月1日未明、台風24号の強風により、芋窪地区集会所の屋根頂上部分の棟包が剥がれ落ち、隣接する家屋の壁面にあたり一部損傷を与えた物損事故について「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により市議会に報告したい。</p> <p>損害賠償額 30,240円</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成30年 9月30日(日)～10月1日(月) 事故発生 平成30年12月28日(金) 専決処分 平成31年 1月 9日(水) 示談成立 平成31年 1月25日(金) 賠償金の支払い(予定)</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成31年第1回東大和市市議会定例会において報告したい。 なお、賠償額については、全国市長会市民総合賠償補償保険により全額補填される。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。